

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会
第1回相談・地域生活支援専門部会 次第

日時 令和6年7月19日（金）午後2時から
文京シビックセンター3階 障害者会館 AB

- 1 開会挨拶 文京区障害者自立支援協議会 副会長 志村健一氏より

- 2 部会長及び副部会長の互選 【資料第1号、第2号】

- 3 議題
 - (1) 令和6年度自立支援協議会について 【資料第3号-1～4】
 - (2) 支援を円滑に引き継いでいく方法について 【資料第4号】
 - (3) 暮らしをサポートする仕組みについて 【資料第5号】
 - (4) 令和6年度の優先的取組みについて

- 4 その他 次回日程等

【配付資料】

【資料第1号】委員名簿

【資料第2号】文京区障害者地域自立支援協議会要綱

【資料第3号-1】令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案）

【資料第3号-2】令和6年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール（案）

【資料第3号-3】文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

【資料第3号-4】令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会
各専門部会の検討事項（案）について

【資料第4号】ワーキンググループ 進捗報告

【資料第5号】「暮らしをサポートする仕組みについて」検討した地域課題の整理

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談・地域生活支援専門部会委員名簿

役職	氏名	所属等
副会長	志村 健一	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
	樋口 勝	本富士生活あんしん拠点 管理者
	高田 俊太郎	富坂生活あんしん拠点 管理者
	関根 義雄	スタジオIL文京 理事
	三輪 加子	ケアワーク弥生 介護支援部 管理者 常務取締役
	阿部 智子	訪問看護ステーションけせら 統括所長
	井口 勝男	文京槐の会あくせす 主任支援員
	夏堀 龍暢	祐ホームクリニック吾妻橋 医師
	松尾 裕子	地域活動支援センターエナジーハウス 所長
	中川 穰	リアン文京 課長
	岩井 佳子	高齢者あんしん相談センター富坂 センター長
	浦田 愛	文京区社会福祉協議会 地域福祉推進係長
	吉野 文江	文京区民生委員・児童委員協議会 駒込地区副会長
	佐古 陽子	文京区民生委員・児童委員協議会 大塚地区副会長
区委員	福田 洋司	障害福祉課身体障害者支援係長
区委員	須田 浩史	障害福祉課知的障害者支援係長
区委員	佐藤 祐司	予防対策課精神保健担当係長
区委員	加藤 たか子	保健サービスセンター保健指導係長
区委員	荒井 早紀	障害福祉課障害者施設担当主査

事務局	河井 美奈子	文京区障害者基幹相談支援センター
	菊池 景子	
	關 亮太	
	谷本 すみれ	
	田平 政彦	
	望月 大輔	障害福祉課障害福祉係
	杉山 あかり	
	鈴木 周平	

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正
2022文福障第2006号	令和4年12月2日一部改正
2023文福障第3250号	令和6年3月29日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会
 - (2) 就労支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 子ども支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。
- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。
- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 相談・地域生活支援専門部会
文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
 - (2) 就労支援専門部会
文京区障害者就労支援センター

(3) 権利擁護専門部会
文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会
文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会
福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

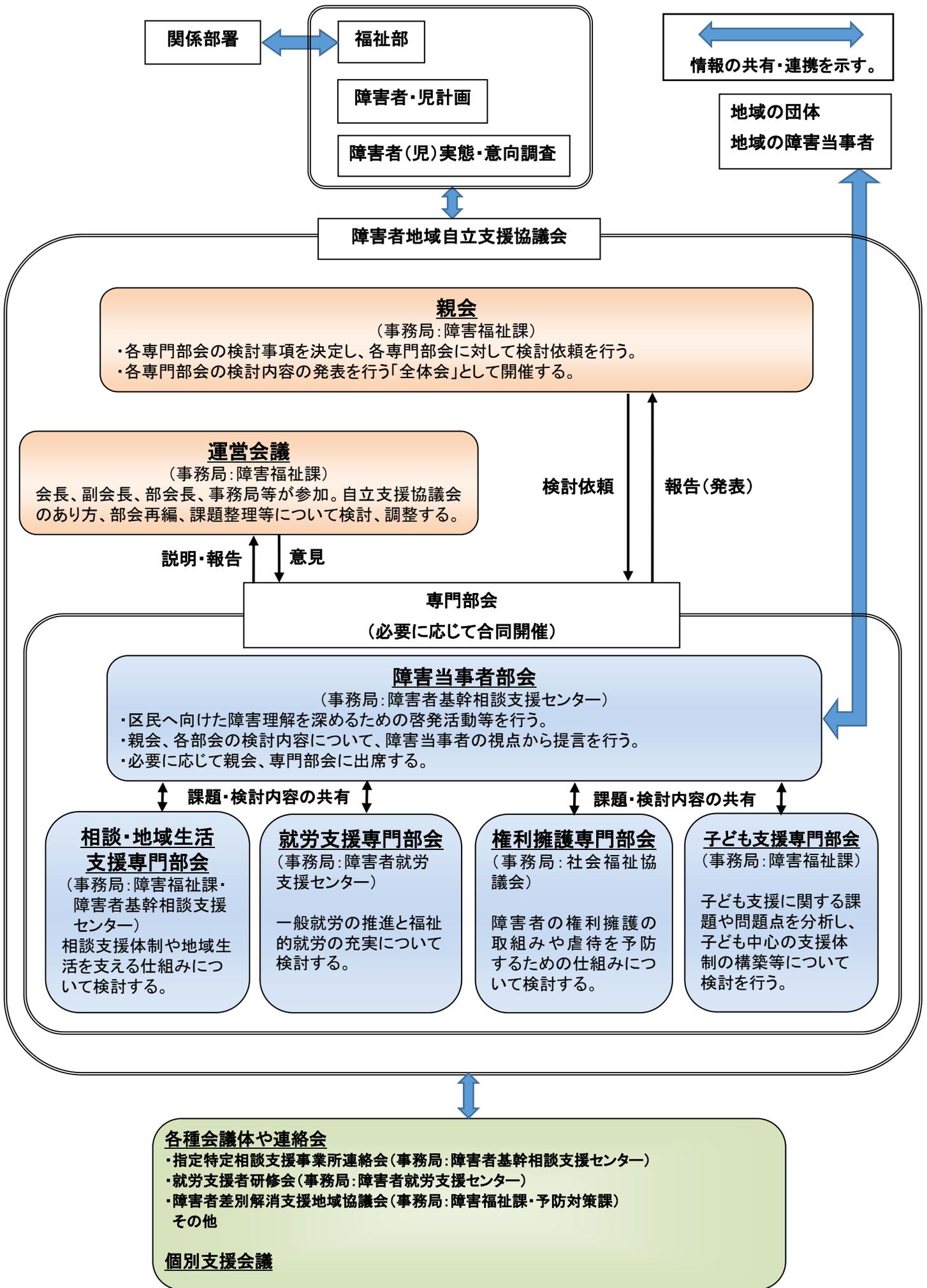
別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1名
	民生・児童委員協議会	1名
	障害当事者団体	1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1名
	都立精神保健福祉センター	1名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案）



令和6年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回									第2回 (発表会)
運営会議					第1回			第2回				
障害当事者部会			検討依頼	第1回		第2回				第3回		発表
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
就労支援専門部会				第1回			第2回			第3回		
権利擁護専門部会				第1回			第2回			第3回		
子ども支援専門部会				第1回	第2回			第3回		第4回		

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
親会	委員委嘱(1年任期)	委員委嘱(3年任期)	
	専門部会からの報告に対する協議	運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施
	前期障害者・児計画事業実績の評価		
相談・地域生活支援専門部会	相談支援専門部会		部会統合
	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討
	前期障害者・児計画事業実績の評価	優先協議課題の議論 (相談支援専門部会、地域生活支援専門部会の合同開催)	
	地域生活支援専門部会		支援を円滑に引き継いでいく方法について検討
	本富士地区、駒込地区及び富坂地区の地域課題への対応の検討	居住支援の課題について検討	
前期障害者・児計画事業実績の評価			
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
		障害者就労支援ハンドブック活用についての検討	令和6年度地域支援フォーラム企画検討
	障害者就労支援ハンドブックの作成	週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (障害当事者部会と合同開催)	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討
	前期障害者・児計画事業実績の評価	権利擁護に関するパンフレットの検討	
障害当事者部会	障害当事者委員の体験談報告、意見交換 (権利擁護専門部会と合同開催)	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見交換
	民生・児童委員協議会との交流会の検討、今後の活動目的や方向性の検討	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表
子ども支援専門部会			部会新設
	課題整理、子ども支援の部会設立提言	部会設立にあたっての検討・協議	産前から小学生までの切れ目のない支援についてゲストスピーカーを交えながら意見交換

令和6年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和6年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会など関係機関と連携を図り、障害のある方の就労について周知啓発の検討を行う。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護制度の利用促進についての検討及び関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協同して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、「ライフステージに応じた切れ目」のない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

ワーキンググループ 検討中資料

●心構え

※) 情報提供と丁寧な説明。

●本人への通知

※) セルフプランの方にも、右記同様に通知等で移行申請の案内がある。

※) 通知は本人宛に届く為、支援者は気にかけておく。

ワーキンググループ 検討中資料

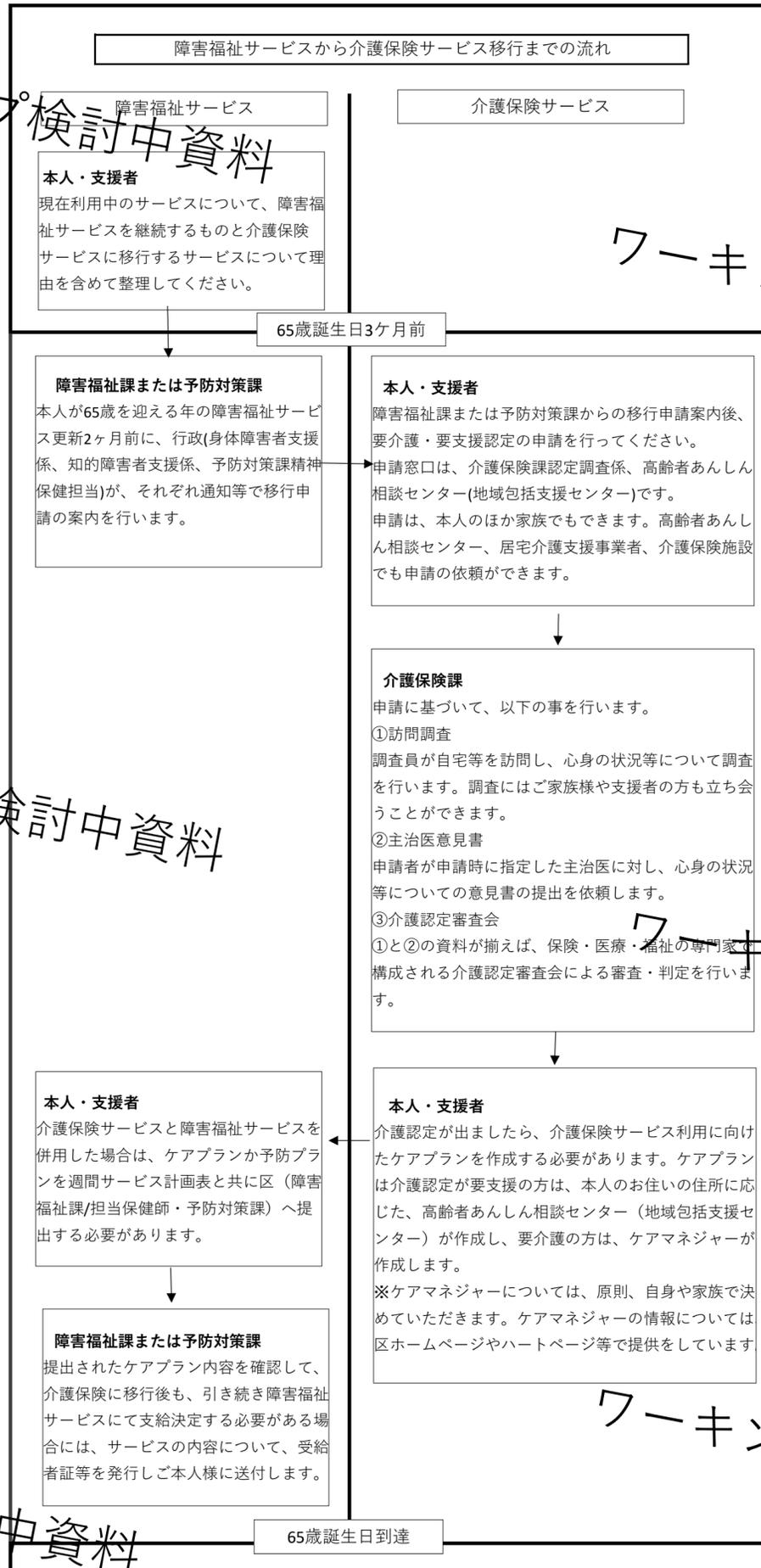
●介護保険サービスと障害福祉サービスの併用

※) 両制度に共通するサービスで要介護認定を受けることができる場合には、介護保険サービスが優先される。

※) 介護保険の支給限度基準額を上回る利用が必要な場合には、介護保険サービスに上乗せする形で、障害福祉サービスの併用が可能（いわゆる「上乗せ」サービス）。

※) そもそも介護保険にはないサービスは、介護保険サービスと当該障害福祉サービスの双方の利用が可能（いわゆる「横出し」サービス）。

ワーキンググループ 検討中資料



検討途中の資料

ワーキンググループ 検討中資料

●申請窓口

※) 急ぎでサービス利用相談がある場合は圏域の高齢者あんしん相談センターへ

※) みなし2号(生活保護受給中の2号被保険者)の申請窓口は「生活福祉課」、申請者は生活福祉課の「担当ケースワーカー」

●申請、調査、期間

※) 直近約1か月以内の受診がない場合、主治医意見書を書いてもらうための受診が必要。

※) 申請から認定まで最近では1ヶ月半くらいかかっている。

●ケアマネジャー探し

※) 支援者が探す手伝いをする場合もある。

●サービス移行以外で考えられること

※) 自立支援医療以外の訪問看護で医療保険3割負担であったものが、介護保険サービスに移行されて1割負担になる。

※) 老年期で手帳申請し障害でしか使えないサービスを利用。

ワーキンググループ 検討中資料

「暮らしをサポートする仕組みについて」検討した地域課題の整理

- ・「令和 5 年度第 3 回相談・地域生活支援専門部会 協議内容（要点記録）」より、
地域課題を「①部会で検討、②事例検討・勉強会、③運営会議で検討」にカテゴライズ。

① 部会で検討

- ・既存の建物を利用し、シェアハウスや、外部のサービスを入れることも重要。よい事例をモデルケースとして住宅を提供していく工夫や、支援者が役割分担をすることも今後は必要。高齢者と障害者のグループホームなどを一体的に運営している地域もある。 <グループ1より>

→先駆的に行っている事例を調べ、文京区に取り入れることができるかどうかを検討
取り入れられない場合、どこに障壁があるかを分析する

- ・資源不足が一番大きな課題。グループホームの要望があっても新しくできないとか、訪問する介護者の人材不足や、在宅医療の不足で体制が整わないことが課題。グループホームに特化して言うと、知的障害の方や精神障害の方は、既存のアパートを利用する方法とかもあるが、身体障害の方はバリアフリーの問題があり、グループホームができにくい。 <グループ2より>

→障害種別による資源不足の事情、課題を深めてから検討 不足資源を新しく作るか、
どのように補うか うまくいっている方はどのようにして生活を手に入れたか

- ・民生委員は、緊急連絡カードや敬老金の配付で高齢者と接点を持つ機会がある。コロナ前は、4 か月健診やプレママのイベントで赤ちゃんを把握する機会があった。障害の方とは接点を持つ仕組みがなく、ニーズも見えない状況。例えば複合的な課題を持つ認知症の方の家族に障害の方がいるとか、賃貸が多いエリアでは障害の方の相談があるが、区内全域としての仕組みがなく、全くニーズが見えない地域もある。顔を合わせる機会がないので、住んでいる障害の方などと交流する機会がほしい。災害時の避難行動要支援者名簿に障害のある方が載っているが、通常時に把握ができていないので、災害時にも障害の方の把握ができない。 <グループ3より>

→障害者との交流 どのような機会があれば深められるか意見交換が必要

② 事例検討・勉強会

- ・最近対応したケースで、母と息子で暮らし、母が老人ホームに入り、身体障害のある本人が独りになった。今までは母と二人で暮らしてきて慣れた生活の中に他人の支援が入ることへの抵抗感がある。母と同じケアマネが担当し、本人にとって受け入れやすい支援を考えている。〈グループ2より〉

→事例紹介、共有

① 部会で検討 ② 事例検討・勉強会

- ・訪問診療の事業所がたくさんでき、24 時間体制を取ることができているので、訪問看護は非常に充実していると思う。在宅医療が不足しているというのはどういう理由なのか。

→体調が悪くなって自宅に戻られた障害のある方がいたので、まだ不十分と思って発言した。充実しているなら、活用していきたい。 〈グループ2より〉

→在宅医療や訪問看護を上手に活用できている方の事例共有

- ・障害サービスから介護保険のサービスに移行する流れで、介護保険にはあるけれども障害サービスにはない、障害サービスにはあるけれども介護保険にないサービスもあり、同じになっていかないと、移行は壁のあるものになる。 〈グループ2より〉

→WGでサービス移行の流れを検討中 検討後に共有された課題は今後の部会で協議する
障害福祉サービスと介護保険サービスの違いについては勉強会で理解を深める

② 運営会議で検討

- ・住宅の問題が上がった。仲介業者や不動産屋、不動産業者、大家などにも、理解いただく取組が必要。問題のあるケースに関しては、近隣の声に影響することが多く、理解者との課題も残っている。

〈グループ1より〉

→「②事例検討・勉強会」ではなく、既存の居住支援協議会へ持ち込み、大家等地域住民に向けて障害理解を深める研修テーマで一緒に行えるか、運営会議で検討いただく

- ・区内の町会で、災害時の避難行動要支援者名簿に載っている方へチームで訪問しているところもあるので、接点を持っていけるとよいが、町会の中で合意するのも難しい。避難行動要支援者名簿を管理する所管が防災課だが、なぜ福祉が所管じゃないのかという疑問も出た。 〈グループ3より〉

→地域課題、疑問を協議